

青森県報

第二千三百三十六号

平成十五年二月十四日(金曜日)

目次

告 示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………(健康医療課) ……一
 結核予防法による医療機関の指定……………(同) ……一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……二
 右 同……………(同) ……二
 右 同……………(同) ……三
 建設業者の許可の取消し……………(八戸県土整備事務所) ……四
 右 同……………(むつ県土整備事務所) ……四
 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(教育庁スボイツ健康課) ……五
 公安委員会……………(生活安全課) ……五
 型式の検定適合遊技機……………(企画課) ……五
 正 誤……………(自然保護課) ……六
 平成十四年十月三十日号外第百一号告示中……………六

告 示

示

青森県告示第八十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年二月十四日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
あい薬局土手町店	弘前市大字土手町一七八の五	平成十五年二月十五日

青森県告示第八十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年二月十四日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ポニー薬局 佐々木胃腸科内	上北郡七戸町字影津内九八の九 青森市岡造道一丁目二の二五	平成十四年三月三十一日

科 津軽薬剤師薬局 三本木薬局 斉籾内科県庁前 クリニック	弘前市大字大町三丁目一〇の五 十和田市西十二番町一七の三 青森市長島二丁目三の四	" " "
---	--	-------

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年二月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前 弘前駅前地区再開発ビル 弘前市大字大町三丁目二の一	変 更 後 弘前駅前地区再開発ビル 弘前市大字駅前町九の二〇	変更年月日 平成一四・一〇・二六
---------------------------------------	--------------------------------------	---------------------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前 株式会社弘前再開発ビル 弘前市大字大町三丁目二の一 代表取締役 對馬宏制	変 更 後 株式会社弘前再開発ビル 弘前市大字駅前町九の二〇 代表取締役 對馬宏制	変更年月日 平成一四・一〇・二六
---	--	---------------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前 株式会社ショップパース弘前一 弘前市大字大町三丁目二の一 代表取締役 渡邊修	変 更 後 株式会社ショップパース弘前一 弘前市大字駅前町九の二〇 代表取締役 石井仁	住所の変更 平成一四・一〇・二六 代表者の変更 平成一四・一〇・二六
---	--	---

四 届出年月日

平成十五年一月二十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年二月十四日から同年六月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年六月十四日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年二月十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ黒石店
黒石市錦町二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役 原田昭彦
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	マックスバリュ東北株式会社 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後六時三十分	平成 一五・二・三
来客が駐車場を利用する時間帯	午前八時三十分(年間五日午前六時、年間三日午前七時三十分)から午前零時三十分まで	第一駐車場 二十四時間 第二駐車場 午前六時から午前零時まで	"

四 届出年月日

平成十五年一月二十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び黒石市役所

2 期間

平成十五年二月十四日から同年六月十四日まで
時間
午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年六月十四日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年二月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エルムの街ショッピングセンター

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

五所川原街づくり株式会社

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一

三 代表取締役 葛西英機
変更しようとする事項

大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗内の店舗面積の合計		大規模小売店舗の配置に関する事項	駐輪場の位置及び収容台数	駐車場の位置及び収容台数	積荷の位置及び面積	駐車場の自動車の出入口の数及び位置
	変更前	変更後					
一〇か所	二七、八五六平方メートル	三七、〇五八平方メートル	一〇か所	二、四〇七台	二、四一四台	一、三〇一平方メートル	一三か所
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

駐車場等の位置については、届出書の添付図面のとおり

四 届出年月日

平成十五年一月三十一日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び五所川原市役所

2 期間

平成十五年二月十四日から同年六月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年六月十四日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年二月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社サザンホーム

二 代表者の氏名 南 二三夫

三 主たる営業所の所在地 八戸市白銀三丁目六の二一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一六九五九号

五 取消年月日 平成十五年二月三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十五年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年二月十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 北竜工業
 - 二 氏名 水島 憲一
 - 三 主たる営業所の所在地 下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下二の三
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般 一ニ)第一四九八四号
 - 五 取消年月日 平成十五年一月三十一日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
平成十五年一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- ~~~~~
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。
- 平成十五年二月十四日
- 青森県知事 木 村 守 男
- 一 物品等の名称及び数量
青森県スポーツ科学センター情報システム詳細設計・システム開発業務
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県教育庁スポーツ健康課
青森市新町二丁目三の一
 - 三 契約の方法
随意契約
 - 四 契約の相手方を決定した日
平成十四年十一月二十九日
 - 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社日立製作所東北支社
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目四の一
 - 六 契約金額

六千五百六十二万五千円

七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積であったので、契約の相手方としたものである。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年二月十四日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRがんばれ桃太郎M	株式会社メーシー販売
"	神龍物語V	株式会社平和
"	CRファイバーワンダーパワフルMXW	株式会社三共
"	CRファイバー忍JX	株式会社ダイド
"	CRファイバー忍FX	"

平成十四年 四月二十三日 号外第一〇一 号	発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
告 示	第五三五号	四 五	上	ら 後 ろ か	第 二 号	第 四 号		

自 然 保 護 課

正
誤

回胴式遊技機	ジャグラーガール	CRロボミツツLR	CRホットクルージングV1	CRホットクルージングZZ2	CRクロコダイルインディールB2	CR静かなるドン新鮮組逆襲編パート3	CRファイバー忍MX
	株式会社北電子	株式会社藤商事	"	株式会社まさむら遊機	株式会社ニユーギン	マルホン工業株式会社	"

"	"	"	"	"	"
ハナビヒヤツケイ	アステカリターンズ	ウミイチバン	ネオプラネット2003R	ワイルドウルフ	アンダルシアR
"	株式会社エレコ	"	"	"	山佐株式会社

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二百十五円一銭